

## 第2課 法源 — 日本の制定法

日本は制定法主義の国であり、成文法が最も重要な法源であることは言うまでもない。

そのうち、最も上位にあり、いかなる成文法もこれに反することができないのが**憲法**である。日本国憲法は、その第98条第1項において、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」として、このことを明らかにしている。

その他の成文法は、憲法の下に一種の階層を形成していると言つてよい。これら各種の成文法はその制定主体や性質・効力などにより、**条約・法律・規則・命令・条例**などといった分類がなされ、その相互間に上下関係が存在する。

このうち、条約については、憲法第98条第1項が条約について言及しておらず、同条第2項で条約に特別な地位を与えていることから、憲法に優先するとする少数の学説もあるが、条約といえども、憲法の下にあるとするのが通説である。しかし、法律との関係については、条約が優位に立つとするのが通説である。

最も重要でかつ一般的な法源である法律は、選挙で選ばれた国会議員が構成する国会の制定する法規範であり、憲法、条約を除けば最高位にあり、それ以下に位置する命令、規則、条例などは、法律に反することはできない。

しかし、**議院規則**や**最高裁判所規則**については、議院の自律権や三権分立の観点から憲法上特別の地位が与えられており、これらについては必ずしも法律の下にあるとはいえない。また、**地方公共団体**の制定する条例については、原則として法律の範囲内で制定されなければならないが、条例制定権もまた憲法の保証する**地方自治**に由来するもので、地方自治を破壊してしまうような形で条例制定権を制限する法律を国会が制定したとすると、その法律について、憲法違反の疑いが生じることになる。

### 1 重要語句

#### a 憲法

国の根本体制又は根本秩序を定める法規範をいう。現在の「日本国憲法」は1946年11月3日に公布され、1947年5

月3日に施行されたもので、現在まで一度も改正は行われていない。

**b 条約**

文書による国家間の合意をいう。ただし、私法上の契約や、すでに存在する条約を執行するために、又はすでに存在する条約の委任に基づいてなされる合意を含まない。条約は、内閣の締結と国会の承認という二つの手続きによって成立する。内閣の条約締結行為は、通常、内閣が任命する全権委員が署名し、内閣がこれを批准するという手続が執られる。

**c 法律**

「法律」という言葉は様々な意味に用いられるが、ここでは、国民相互の間又は国民と国家との関係を規律する法規範を内容とする統治作用をいい、形式的には特に国会が「法律」として議決し、公布されるものをいう。

**d 規則**

「規則」の語も多義的で注意を要するが、ここでは「議院規則」と「最高裁判所規則」を取り上げる。いずれも憲法が国会に立法権が専属することの例外として明文で認めているもので、議院規則は、衆議院、参議院の自律権に基づく各議院の内部規則であり、最高裁判所規則は、司法権独立の観点から認められた最高裁判所の規則制定権により制定されるもので、憲法77条所定の事項に関する規範を定めたものである。

**e 命令**

命令は、内閣を頂点とする行政府の制定する規範で、日本国憲法は、法律の規定を執行するために必要な細則を定めた「執行命令」と、法律によって委任された事項を定める「委任命令」の2種類を認めている。また、命令は、内閣が発する「政令」、各行政機関が発する「省令」、そして、省などの長が発するその他の規則や命令がある。命令には、法律の委任がなければ、義務を課したり、権利を制限したりする規定や罰則を設けることはできない。

**f 条例・地方自治・地方公共団体**

これらの語については、後の講義に譲る。